

# 労働基準法施行規則の一部改正 (高度プロフェッショナル制度における臨時の健康診断の検査項目の見直し)

## 1. 改正の趣旨

- 高度プロフェッショナル制度においては、「勤務間インターバルの確保及び深夜業の回数制限」、「健康管理時間の上限措置」、「年1回以上の連続2週間の休日付与」、「臨時の健康診断」のいずれかの措置を労使委員会の決議において定め、実施することとされている。
- このうち「臨時の健康診断」の検査項目について、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目に「血清クレアチニン検査」を追加する労働安全衛生規則等の改正が行われる（令和8年3月16日安全衛生分科会諮問・答申）ことを踏まえ、見直しを行う。

## 2. 改正の概要

- 「臨時の健康診断」において行うべき検査項目に、「血清クレアチニン検査」を追加する。

(参考1) 「労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」（平成30年12月26日 労政審答申）において、「臨時の健康診断」の検査項目は、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目であって脳・心臓疾患との関連が認められるもの」とされている。

(参考2) 血清クレアチニン検査は、腎臓の機能を表すeGFR（推算糸球体濾過量）を算出するための検査。CKD（慢性腎臓病）患者は、GFR（糸球体濾過量。通常eGFRによって評価される。）が低下するほど心血管疾患イベント、心血管死、死亡のリスクが高まるとされている。（参照：日本腎臓学会「CKD診療ガイド2024」等）

## 3. 施行期日等

公布日 : 令和8年4月(予定)

施行期日 : 令和9年4月1日

# 参考資料



## (参考) 参照条文

### ○ 労働基準法（昭和22年法律第49号）

第41条の2 賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会（使用者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とするものに限る。）が設置された事業場において、当該委員会がその委員の五分の四以上の多数による議決により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、厚生労働省令で定めるところにより当該決議を行政官庁に届け出た場合において、第2号に掲げる労働者の範囲に属する労働者（以下この項において「対象労働者」という。）であつて書面その他の厚生労働省令で定める方法によりその同意を得たものを当該事業場における第1号に掲げる業務に就かせたときは、この章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者については適用しない。ただし、第3号から第5号までに規定する措置のいずれかを使用者が講じていない場合は、この限りでない。

一～四 (略)

五 対象業務に従事する対象労働者に対し、次のいずれかに該当する措置を当該決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずること。

イ～ハ (略)

二 健康管理時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に健康診断（厚生労働省令で定める項目を含むものに限る。）を実施すること。

六～十 (略)

②～⑤ (略)

### ○ 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）

第34条の2 (略)

②～⑫ (略)

⑬ 法第41条の2第1項第5号二の厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。

一 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第8号から第11号までに掲げる項目（同項第3号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。）

二 (略)

⑭・⑮ (略)

### ○ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

（定期健康診断）

第44条 事業者は、常時使用する労働者（第45条第1項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査

2～4 (略)

# 高度プロフェッショナル制度の概要

## 法的効果

- 対象労働者については、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は適用除外となる。

## 1 対象となる業務（5業務）

※ 業務に従事する時間に関し使用者から具体的な指示を受けて行うものを除く。

- 金融商品の開発の業務
- ファンドマネージャー、トレーダー、ディーラーの業務
- 証券アナリストの業務
- コンサルタントの業務
- 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

## 2 対象となる労働者に関する要件

- 対象業務に常態として従事していること
- 使用者との合意に基づき、書面により、職務が明確に定められていること
- 年収が、1,075万円以上であること
- 制度のしくみや期間、賃金額を示した上で、対象労働者本人から書面で同意を得ること

## 3 制度導入時及びその後の運用における手続

- 労使の代表者による労使委員会で、対象業務、対象労働者の範囲、健康確保のための措置の内容等に関し、決議を行い、労基署に届出を行う
- 決議の有効期間の始期から起算して一定期間（6か月以内）ごとに、健康管理時間の状況、選択的措置等の実施状況について、労基署に報告を行う

## 4 健康確保のための措置

- (1)~(3)の措置を実施していない場合は、制度が無効となる。
  - (1) 対象労働者の健康管理時間（事業場内で過ごした時間+事業場外で労働した時間）を客観的な記録方法で把握すること
  - (2) 休日を、年間104日以上、かつ、4週間を通じ4日以上付与すること
  - (3) 選択的措置の実施：次のいずれかの措置を決議で定め実施すること
    - ・勤務間インターバル（11時間以上）の確保+深夜業の回数制限（月4回以内）
    - ・健康管理時間の上限措置（週40時間を超える部分の合計について、月100時間以内又は3か月240時間以内とすること）
    - ・連続2週間の休日を年に1回以上付与
    - ・臨時の健康診断の実施（対象は、自ら申し出た労働者又は健康管理時間のうち週40時間を超える部分の合計が月80時間を超えた労働者）
  - (4) 健康・福祉確保措置の実施：次のいずれかの措置を決議で定め実施すること
    - ・上記の選択的措置のいずれかの措置（選択的措置として実施するものを除く。）
    - ・医師による面接指導（※）
    - ・代償休日又は特別な休暇の付与
    - ・健康問題についての相談窓口の設置
    - ・適切な部署への配置転換
    - ・産業医等による助言指導又は保健指導

※ この他にも、健康管理時間のうち、週40時間を超える部分の合計が月100時間を超えた労働者には、労働安全衛生法に基づき、本人の申出の有無にかかわらず、医師による面接指導を実施しなければならない。

# 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案の概要（諮問）

## 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法に基づく一般健康診断について、「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」において得られた結論に基づき必要な改正を行うもの

## 2. 改正の概要

- 一般健康診断の項目に係る省令の改正
  - 血清クレアチニン検査を追加※<sup>1</sup>、喀痰検査を削除※<sup>2</sup>、肝機能検査の名称変更（GOT⇒AST、GPT⇒ALT、γ-GTP⇒γ-GT）※<sup>3</sup>
    - ※<sup>1</sup> 厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができることとする。
    - ※<sup>2</sup> 胸部エックス線検査の結果に基づき結核感染が疑われる者については、速やかに医療機関への受診勧奨を行うことを健診機関等に指導予定。
    - ※<sup>3</sup> 事業者や労働者に名称変更による混乱が生じないよう、必要に応じ、健康診断個人票について、新名称と旧名称を併記しても構わない旨健診機関に周知予定。
- その他所要の改正

## 3. 公布日等

公布日 : 令和8年4月（予定）  
施行期日 : 令和9年4月1日

# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会報告書を踏まえた対応方針（案）

安全衛生分科会(第184回)

資料  
1-2

令和8年3月16日

第181回安全衛生分科会資料3（抜粋）

	項目	検討会の議論等	省令での対応案	それ以外での対応案
追加検討項目	<b>眼底検査</b> ※眼底検査とは、瞳孔の奥にある眼底を眼底カメラで撮影し、眼底の血管、網膜、視神経等を調べる検査。	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑内障の業務起因性等を示すエビデンスは乏しい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発を強化することにより、眼底検査を推奨する。</li> </ul>
	<b>血清クレアチニン検査</b> ※クレアチンは、通常、尿中に排泄されるが、腎臓の機能が低下すると、血中に残留する。同検査により、腎臓の機能を評価することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存項目の尿蛋白検査では把握できないCKD（慢性腎臓病）相当の有所見者が一定程度存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査項目に追加する。 ※40歳未満の労働者については、労働者の健康状態等を勘案しながら医師が必要でないとき認めるときは、省略することができることとする。</li> </ul>	
既存項目	<b>骨粗鬆症検査</b> ※骨粗鬆症検査とは、骨密度(骨の中にカルシウムがどの程度あるか)を測る検査。	<ul style="list-style-type: none"> <li>骨粗鬆症の業務起因性等を示すエビデンスは乏しい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで同様、健診強化月間等で骨粗鬆症検査の周知を行う。</li> </ul>
	<b>胸部エックス線検査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、（結核高蔓延国からの入国者の増加による）結核感染への対策が必要であり、胸部エックス線検査は有用である。</li> </ul>		
	<b>心電図検査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心臓疾患のスクリーニングとしての機能を果たしている。</li> </ul>		
	<b>喀痰検査</b> ※喀痰検査（細菌検査）とは、痰を採取して、その中にどのような病的な成分が含まれているかを顕微鏡で観察し、感染症の有無や病原体を特定する検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>喀痰検査の実施率は約1%である。</li> <li>胸部エックス線検査で結核発病のおそれがあると診断されたら、速やかに医療機関の受診を促すことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査項目から削除する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胸部エックス線検査の結果、結核が疑われる者には、医療機関への受診を促す。</li> </ul>
	<b>肝機能検査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査対象の酵素の名称を、国際基準に一致させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査対象の酵素の名称を改正する。 (GOT→AST、GPT→ALT、γ-GTP→γ-GT)</li> </ul>	

# 労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目

定期健康診断の健診項目は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号第44条）に基づき、以下のとおり一般定期健康診断の項目が定められている。

## 定期健康診断の健診項目

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 血圧の測定
- 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
- 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTPの検査）
- 血中脂質検査  
（LDLコレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査）
- 血糖検査
- 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 心電図検査